

資金運用規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 社会福祉法人ともえ会における資金の運用方針、運用手続き等に関しては、定款及び経理規程に定める事項のほか、この規程に定めるところによるものとし、もって資金の安全確実かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(資金の区分)

第2条 運用の対象とする資金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産特定預金
- (2) 運用財産（基本財産以外の特定預金）
- (3) 各種積立金特定預金及び引当金特定預金

(資金運用責任者)

第3条 資金運用責任者は、経理規程に規定する会計責任者とする。

2 資金運用における金融資産の売買については資金運用責任者が行い、売買に係る出納については出納係が行うものとする。

(基本方針)

第4条 基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。

2 運用財産及び各種積立金特定預金並びに引当金特定預金は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

3 運用する資金について、個別、また総体としてのリスク把握に努め、その適切な対応を図る。

(運用対象)

第5条 運用対象は、原則的に元本回収の確実性を鑑み、資産の区分に応じて次のとおりとする。

(1) 基本財産特定預金

- ① 預貯金
- ② 金融機関等への円建預金（信用金庫・信用組合への出資金を含む）
- ③ 元本保証の金銭の信託
- ④ 日本国債
- ⑤ 地方債
- ⑥ 株式（基本財産として寄附されたものに限る）

(2) 運用財産及び各種積立金特定預金並びに引当金特定預金

- ① 預貯金
- ② 金融機関等への円建預金（信用金庫・信用組合への出資金を含む）

③金銭の信託

④日本国債

⑤地方債

⑥政府保証債

⑦公社債投資信託

⑧公庫・公庫債

⑨日本の格付機関のうち1社以上、かつ、外国の格付機関のうち1社以上が長期債務についてA格以上、及びカントリーリスクのランキング50位以内と格付している円建外債（償還も円建てであること）

（運用方法）

第6条 資金運用責任者は、経済状況等を勘案の上、運用方針を定め、適正な方法により資金を運用するものとする。

2 資産の運用に当たっては、適切な分散化を図るものとする。

3 運用対象及び金融機関については、その内容・信用を慎重に検討するものとする。

4 金融商品の選定に当たって格付が公表されている場合は、信頼性の高い格付機関のうち2社以上が上位（確実性が高い）と格付しているものを選定するものとする。

5 資金運用責任者は、金融商品を購入後にその格付けが下がった場合は、速やかに理事長と協議の上、対応を決定しなければならない。

6 資金運用責任者は、運用方法を変更するときは、理事長と協議し、決裁を得なければならない。

（運用計画及び検証）

第7条 資金運用責任者は、期首に当該年度の基本的な運用計画を作成し、理事長の承認を得るものとする。

2 作成した運用計画に則り、毎月定期的に月次の運用状況（実績として実現した損益及び未実現の損失等）を資金運用責任者が検証し、その結果を理事長に報告する。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は理事会において別に定める。

（変更）

第9条 この規程を変更する場合は、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。